

(参考) 選定後のスケジュールの目安について(特養)

スケジュールの目安※ ¹		事業者	県介護保険課
平成31年10月頃			選定結果通知
平成31年10月末まで		整備スケジュール提出	
	基本計画、実施設計 社会福祉法人設立準備 (既存法人除く)	整備計画書事前協議 社会福祉法人設立事前協議 (既存法人除く、市所管は市と協議)	
整備計画書の提出時期※ ²		整備計画書提出	
	工事入札	社会福祉法人設立認可申請 (既存法人除く、市所管は市に申請)	施設整備費補助金内示 社会福祉法人設立認可 (市所管は市が認可)
	工事契約	施設整備費補助金交付申請	施設整備費補助金交付決定
	工事着工	開設準備経費補助金※ ³ 交付協議・申請	
平成33年2月末まで (開設の2か月前の末日まで)		事業所指定申請等(介護保険法)	
平成33年3月末まで	工事竣工	施設設置認可申請(老人福祉法)	事業所指定等 施設設置認可
平成33年4月1日	開設		
事業完了後20日以内		補助金実績報告 (施設整備費、開設準備経費補助金)	補助金完了検査
平成33年5月末頃			補助金支払

(参考)その他手続(主なもの)
福祉医療機構融資相談・協議 (機構から融資を受ける場合)
開発行為事前協議 (市街化調整区域の場合) (→市町村担当課、県建築安全推進課)
地元説明(自治会・水利組合) (同意書要、県整備計画書提出時まで)
農地法に係る協議 (該当する場合) (→市町村担当課)
開発許可申請 (該当する場合) (→市町村担当課、県建築安全推進課)
文化財保護法に係る届出 (該当する場合) (→市町村担当課)

※¹ 本スケジュールは、平成33年4月開設のスケジュールの目安を示したものです。個々のケースでは、スケジュールが前後する場合がありますのでご了承ください。

※² 次の①～③のいずれか一番早い時期。

①開発審査会に付議する場合、開発審査会の2ヶ月前まで、②福祉医療機構から融資を受ける場合、工事入札の2ヶ月前まで、③工事契約の2ヶ月前まで。

※³ 施設の開設に必要な経費(開設前6か月間にかかるものに限る)に対する助成
 ・補助対象経費例示: 職員の人件費(研修期間)、備品の購入経費、広告費等
 ・H31年度補助単価: 800千円/床